

# 八幡市災害時要援護者支援対策事業について (ご案内)

本事業は、地域にお住まいの方々に避難支援者(支援をする人)となっただき、地震等の災害が起きたとき、自分の力で安全な場所に避難することが困難な災害時要援護者(支援が必要な人)を、地域全体で支援する取り組みです。

この取り組みは、地域の方々の協力を得て、支援が必要な一人ひとりに、誰が支援して、どこへ避難してもらうかなどの災害時要援護者台帳(以下、「台帳」という。)を市が作成し、災害時に安全・安心に避難していただくためのものです。

## ◆登録の対象者は

登録の対象者は、災害の発生時に情報の収集や安全な場所への避難が難しく、家族以外の第三者の支援が必要であると思われる次のような人です。

なお、施設や病院に入所、入院されている人は対象になりません。

### (1)障がい者等で日常的に支援を必要とする人

- ・ 身体障害者手帳の1級または2級を持っている在宅の人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている在宅の人
- ・ 療育手帳のAを持っている在宅の人

### (2)日常的に支援を必要とする人

- ・ 介護認定で要介護3以上の認定を受けている在宅の人
- ・ 満75歳以上の高齢者で、一人で住んでいる人
- ・ 満75歳以上の高齢者だけで住んでいる世帯



### (3)その他市長が必要と認める人

前記に掲げる人のほか、災害時に自力での避難が難しく支援が必要と認められ、かつ、本人が地域の支援を希望する人

## ◆避難支援者について

登録を希望される人は、原則として、いざという時に支援が受けられるよう、ご近所の人の中からご本人の了解を得て、2名以上の避難支援者をお願いしてください。

なお、避難支援者を見つけることが困難な方でも登録は可能ですので、ご相談ください。

■登録を希望される人は、「登録申請書」に必要事項を記入し、福祉総務課に提出していただく必要があります。



### 【お問合せ先】

八幡市 健康福祉部 福祉総務課 Tel. 075-983-3058